

大阪薬科大学大学院薬学研究科と大阪大学大学院医学系研究科（保健学専攻）との間における
特別研究学生交流協定書

大阪薬科大学大学院薬学研究科と大阪大学大学院医学系研究科（保健学専攻）とは、両研究科間の交流と協力を推進し、教育研究の充実を図るため、学生が相互に必要な研究指導を受けることを認めることに合意したので、この協定を締結し、次のように実施する。

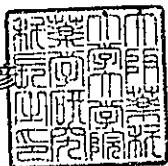
1. それぞれの研究科が教育上有益と認めたときは、学生は相手校の指導教員のもとで特別研究学生（以下「特別研究学生等」という。）として、所要の研究指導を受けることができる。
なお、学生の身分については、受入れ大学の定めるところによる。
2. 特別研究学生等の受入れの時期は、学年の始めとし、在学期間は1年以内とする。ただし、両研究科で協議のうえ、別途定めたときはこの限りでない。
なお、博士後期課程の学生については、研究上必要な事情があれば、期間の延長を申請することができる。
3. 特別研究学生等の検定料（入学考查料）、入学料及び授業料は、徴収しないものとする。
4. 受入れ側の研究科長は、各学年末までに、相手研究科長あて研究指導報告を行うものとする。
5. その他の事項は、「大阪大学大学院医学系研究科（保健学専攻）と大阪薬科大学大学院薬学研究科との間における特別研究学生交流協定書に係る覚書」に定める。
6. この協定は、平成23年10月1日から1年間の効力を有するものとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までにいずれか一方の研究科より本協定を終了させる旨の申し出がない場合には、本協定書は同一条件をもってさらに1年間自動継続するものとし、それ以降も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

大阪薬科大学大学院薬学研究科長

千 熊 正



大阪大学大学院医学系研究科長

米 田 悅 啓

